

第三者評価結果

事業所名：若葉保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>全体的な計画は、児童福祉法や保育所保育指針などの趣旨をとらえ、保育所の社会的責任として、子どもの人格を尊重し保育を行うことなどを明記しています。保育所保育指針が示している養護にかかわる保育内容、教育における0歳児の3つの視点、1~5歳児の5領域とそのねらい、内容、配慮事項のほか、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿、教育・保育においてはぐくみたい資質、能力の3本の柱などを記載しています。また、保育理念などに基づいて年齢ごとの保育目標を設定しているほか、特色ある保育、子育て支援などについて記載しています。全体的な計画は、職員会議などで出された意見を踏まえて、代表理事と園長が中心となって作成しており、年度末の職員全体会で年間の振り返りを通して、全体的な計画の見直しと評価を行い、次年度の作成に生かしています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>換気システム空気清浄機を設置し、適切な空調管理を行っているほか、衛生環境マニュアルに沿って、各場所の清掃や消毒を実施して、子どもが心地よく過ごすことのできる環境整備に努めています。1、2階とも、ワンフロアとなっており、背の低い棚を仕切りにするなどして、クラスごとのスペース作りを工夫しています。保育室内では手作りのパーティションを用いて、子どもがくつろげるようなコーナーを作っているほか、階段下のスペースを使って、気持ちを切り替えられるようにするなどしています。食事後に丁寧に清掃と消毒を行って、午睡の準備をし、絵本を読んだりオルゴールを流したり、部屋の明るさを調整するなどして、入眠しやすい環境を整えています。子ども用のトイレは、柔らかな色彩の壁紙が施され、明るく清潔感のある空間となっています。また、手洗い場には滑り止めマットを設置するなど、安全面に配慮しています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>日々の保育の中で、子ども一人ひとりの個性や個人差の把握に努め、クラス内での話し合いで、子どもの状況に応じた対応方法などを確認し合っています。また、デイリーミーティングや職員会議で、クラスの様子や子どもたちの状況を報告し合い、アットホームな雰囲気の中で、職員全体ですべての子どもを見守れるようにしています。職員会議では、保育実践の事例を取り上げて、言葉かけの方法や対応方法などについて意見交換を行って学び合うなどしており、子どもが安心して自分を表現できるよう、子どもの欲求を受けとめながら、気持ちに寄り添って保育にあたることを共通認識としています。また、声の大きさやトーンなどにも留意しながら、せかす言葉や制止させる言葉を使用せずに、子どもにわかりやすい言葉づかいでおだやかに話すことを心がけています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>基本的な生活習慣の習得にあたっては、子ども一人ひとりの発達に応じて対応し、子どものやろうとする気持ちを尊重して、言葉かけや援助を行っています。子どものやる気を引き出せるような肯定的な声かけを行い、自分でできるところまで見守って、子どもが達成感を味わえるようにしています。職員は、ごっこ遊びの中で、パンダなどを使ってひも結びの見本を見せたり、ポタンのかけ方を教えたり、絵本や紙芝居を用いて指導するなど、子どもが遊びを通して楽しみながら、基本的な生活習慣を身につけられるよう工夫しています。また、衣服の着脱がしやすいよう、牛乳パックで作った踏み台を準備するなど、環境を整えています。各クラスでは、年齢ごとに一日の流れを記載しているデイリープログラムに基づいて、静と動のバランスを考慮した日々の活動内容を設定し、子ども一人ひとりの体調や様子を見ながら、休息のタイミングを促すなどしています。</p>	
<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>各クラスには、子どもの興味や関心に応じて、さまざまなおもちゃや絵本を準備し、背の低い棚に収納するなどして、子どもの目線で選べるようにしています。子どもが自由な発想で遊びを展開していくことができるよう、段ボールなどで手作りしたパーティションを使ってコーナー設定を行っているほか、遊んでいる様子を見ながら机の配置を変えるなどしています。3歳児クラスからマラソンの活動を日常的に行っているほか、園庭でボール遊びや鬼ごっこをしたり、園バスで動物のいる公園に出かけたり、戸外での活動を積極的に取り入れています。月に一度、2クラスでの合同保育を行う機会を設けており、2歳児と4歳児が製作遊びをしたり、3歳児と5歳児がいっしょに散歩にでかけたりしています。近隣の高齢者施設に子どもたちが手作りしたクリスマスツリーをプレゼントしたり、散歩の道中で窓越しに挨拶をしたりして、地域の人との触れ合いも大切にしています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 0歳児クラスの保育室には、畳のスペースがあり、家庭的な雰囲気の中で子どもがゆったりと過ごせるよう環境を整えています。年間を通して、授乳や離乳食、おむつ替えなどの援助はなるべく同じ職員が対応するよう体制を整備して、一対一でのていねいなかわりを大切にして愛着関係を築けるようにしています。ペットボトルやオーガンジーなどの布を使って、音や感触を楽しむおもちゃを手作りするなどして、子どもの興味、関心を引き出せるようにしています。保育士は、栄養士と子どもの成長の様子を共有し、離乳食の進め方などについて確認し合いながら、個々の発達に応じた適切な保育を実施できるよう努めています。保護者に対しては、離乳食の試食会を開いて、形状や硬さなどを確認してもらっているほか、栄養士が介助の仕方をアドバイスするなどして、園と家庭で連携を図っています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 1、2歳児クラスでは、子どもの自主性を大切にして、子どもが自分で考えて行動できるよう、きっかけ作りや言葉かけを意識して行うようにしています。1歳児の子どもたちは、電車遊びやブロックなど一人でじっくり遊びながら、少しずつ友だちがしている事に興味を持ち、2歳児になると、ままごとやおうちごっこで、会話を楽しみながら遊んでいます。遊びになかなか入れない場合などは、無理強いないせいで、子どもの気持ちを受け止めながら声かけするなどの対応をしています。子ども同士の小さな揉め事の際には、気持ちを落ち着かせてから、双方の思いを聞いて仲立ちするなど、子どもが自分の気持ちを言葉で表現できるよう援助しています。年上の子どもたちと日常的に交流しているほか、栄養士との触れ合いなど、さまざまな年齢の子どもや保育士以外のおとなのかかわりを持てるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 3歳児クラスでは、日々の活動の中で、フルーツバスケットなど、ルールのある遊びを覚えながら、みんなで遊ぶ楽しさを体験し、運動会などの行事を通して友だちと一っしょに取り組む楽しさを体験しています。4歳児クラスでは、製作活動で何を使って何を作りたいかといった自分の意見を伝えることを体験し、友だちの意見を聞いて共感することなどを覚えていきます。5歳児クラスでは、お泊まり保育で自分たちで食事作りを行っているほか、クリスマス会の劇では、配役や衣装などをみんなで相談しながら決めるなどして、当日の発表につなげ、みんなで一つのことをやり遂げる経験をしています。保護者には、運動会やクリスマス会などの行事を通して、取り組みの様子を見てもらっています。園の前の掲示板や園のホームページ上で子どもたちの活動の様子を地域に向けて発信しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 障がいのある子どもが安心して生活できるよう、玄関や保育室内は段差のない造りとなっており、みんなのトイレを設置しています。障がいのある子どもに対しては、子ども一人ひとりの状況に応じて配慮事項を設定し、個別の指導計画を作成しています。個別指導計画は、クラスの指導計画と連動させて作成し、活動を通して子ども同士が互いに育ち合うことができるよう配慮しています。保護者とはこまめに子どもの様子を伝え合い、対応方法を確認しています。横浜市西部地域療育センターの巡回訪問や保土ヶ谷区のケースワーカーとの会議などで助言を受け、保育に生かせるようにしています。職員は、障がいのある子どもの保育に関する外部研修に参加して、必要な知識を深められるようにしています。重要事項説明書には障がいのある子どもへの保育に関する園の方針を記載して入園時に保護者に伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> それぞれの子どもの在園時間を考慮し、一日の流れを見通して、クラスごとに日々の活動内容を立案しています。17時30分以降は全クラス合同で過ごしており、安全面に配慮して、ゆったりとおだやかに過ごせるよう環境を整えています。子どもたちは、日常的に異なる年齢でかかわりを持つことが多いため、年上の子どもが年下の子どもに自然と優しく接し、落ち着いて過ごすことができます。職員は、子どもの様子を見ながら、横になれるスペースを作ったり座って遊ぶおもちゃを準備したり、子どもが寂しさを感じないようにスキンシップを多くとるなどして対応しています。降園する時間や保護者の希望に応じて、補食を提供する体制を整備しています。職員間の引き継ぎは、デイリーミーティングや各クラスの伝達ボードを通じて行い、降園時に保護者に伝えるべき内容を把握して伝え漏れがないようにしています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>5歳児クラスの指導計画には、就学に向けた活動内容や職員の配慮事項、環境整備などを記載して保育の実践につなげています。製作活動の中でかたを作って文字に親しんだり、時計を意識して行動できるように促したりしています。また、午睡の時間を徐々に減らすなどして就学に向けて生活リズムを整えられるようにしています。近隣の小学校の1年生と5歳児クラスの子どもたちがリモートで交流し、学校の様子を教えてもらうなどして、小学校以降の生活について見通しが持てるようにしています。10月ごろに行う個人面談で、就学に向けた配慮事項などを確認し保護者の安心につなげています。幼保小の連携連絡会には、園長と5歳児クラスの担任職員が参加して、小学校教員と意見交換を行うなどしています。保育所児童保育要録は担任職員が作成し、園長が最終確認を行って就学先の小学校に提出しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(3)-① 【A12】 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>子どもの健康管理に関するマニュアルに沿って登園時や保育中の健康観察を行い、一人ひとりの健康状態の把握に努めています。子どもの健康状態について、職員間で共有が必要な事項は、デイリーミーティングや伝達ボードで伝え合っています。保育中の体調悪化やけがについては、速やかに保護者に電話連絡し、事後の対応について、確認しています。年間保健計画に基づいて、年齢に応じた保健指導を行っています。子どもの既往症や予防接種の状況については、半期に一度、児童健康台帳を保護者に戻し、最新の情報を追記してもらっています。午睡中は、チェック表を用いて呼吸や顔色などの確認を行い、乳幼児突然死症候群(SIDS)の事故防止に努めています。健康管理に関する園の方針や乳幼児突然死症候群(SIDS)予防の取り組みなどについては、重要事項説明書に記載して入園時に保護者に説明しています。</p>	
<p>A-1-(3)-② 【A13】 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>嘱託医による健康診断と歯科健診は、それぞれ年に2回ずつ実施し、結果を児童健康台帳に記載して個別にファイリングし、職員間で情報を共有しています。結果を受けて、保育活動中に健康面で配慮が必要な事項があれば、対応方法を職員間で確認しています。保護者へは所定の書式で報告し、配慮事項などがあれば個別に対応しています。身体測定は毎月実施し、結果を園業務支援システムに入力して職員間で共有しているほか、保護者へは、連絡用システムで結果を配信しています。健康診断や歯科健診の結果を踏まえて、栄養指導や歯磨き指導などを行っています。健康診断や歯科健診の前に、保護者から相談や質問を受け付け、嘱託医からのアドバイスや回答を保護者にフィードバックしています。嘱託医とは、子どもの体調に関することを電話で相談するなどして、日常的に連携を図っています。</p>	
<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもの対応については、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」と園のアレルギー対応マニュアルのほか、かかりつけ医の生活管理指導表に基づいて、個々の子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。食物アレルギーのある子どもに対しては、毎月の献立表を保護者にチェックしてもらっています。食事を提供する際は、栄養士と保育士でダブルチェックを行って、専用のトレイや食器、食具を使い、トレイに氏名やアレルゲンに記載した名札を貼るなどして、誤食防止に努めています。職員会議では、マニュアルの内容について確認しているほか、外部研修に参加したり、事故事例のニュースを取り上げたりして、必要な知識や情報を職員間で共有しています。重要事項説明書にアレルギー対応に関する園の取り組みを記載して、入園時に保護者に説明しています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(4)-① 【A15】 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>年間の食育計画を作成し、年齢に応じた食育活動を行っています。園庭のプランターなどで野菜の栽培を行ったり、野菜の皮むきやクッキングをしたり、栄養士による魚の解体を見るなど、食に関する関心が深まるよう、取り組んでいます。食事前に給食の歌をうたい、みんなで「いただきます」をして、落ち着いて食事に集中できるよう配慮しています。3~5歳児クラスでは、子どもが自分で食べる量を職員に伝えて量を加減し、完食する喜びを味わえるようにしています。苦手な食材は無理強いせずに声かけを行いながら援助し、食べられたときは褒めるなどして自信につながるようにしています。食器や食具は、年齢や発達段階に応じて形状などを変えて対応しています。毎月の給食便りに食育活動の様子などを掲載して保護者に伝えているほか、日々のメニューを玄関に掲示して降園時に保護者が確認できるようにしています。</p>	

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>栄養士は、給与栄養量の見直しを定期的に行い、子どもの発育状況を考慮して献立作りを行っています。だしの味を大切に、レバーや小魚などで鉄分を多く取り入れるなど、栄養バランスを重視した献立を心がけています。栄養士は、子どもたちが食べている様子を直接見て回り、残食の記録をつけて、好き嫌いの把握に努めています。毎月の給食会議では、喫食状況を保育士から聞き、味付けや調理方法の改善に生かしています。食材のカット方法や調理方法を変更するなどして改善につなげています。旬の食材を多く使い、四季折々の行事食のほか、日本各地の郷土料理や世界の料理を取り入れるなどの工夫をしています。毎月の誕生会には、ほうれんそうを使った手作りケーキ「わかばブラウニー」などを提供しています。HACCP(ハサップ・食品衛生管理の手法)を取り入れた衛生管理マニュアルを整備し、適切な衛生管理を実施しています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>日々の登降園時に保護者と子どもの様子を伝え合っているほか、0~2歳児クラスでは、連絡ノートで毎日情報交換を行い、3~5歳児クラスでは、必要に応じて連絡ノートでのやり取りを行っています。各クラスの活動の様子を月に一度、写真も用いて連絡用システムで配信し、写真を購入できるようにしています。また、園便りとクラス便りを毎月発行して、各クラスの保育のねらいや活動内容を保護者にわかりやすく伝えるよう記載しています。保護者懇談会は、年に2回実施し、個人面談は年に1回実施して、子どもの成長の様子を共有できるようにしています。保護者の希望に応じて、面談は随時受け付けており、話し合われた内容は所定の用紙に記録して、必要な職員間で共有しています。保護者との日常的なやり取りの中で、職員間での共有が必要な事項があった場合は、個別に記録してファイリングし、職員に周知しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>登降園時など、保護者との日々のコミュニケーションの中で、職員は笑顔で気持ち良く挨拶することを心がけ、話しやすい雰囲気づくりを行っています。保護者からの相談は、気持ちに寄り添いながらいねいに対応し、信頼関係を築けるよう取り組んでいます。相談を受け付けた場合は、一人で解決せず必ず園長に報告することを職員に伝えており、園長がアドバイスを行うなどしているほか、状況に応じて園長が同席するなど、組織的に対応する体制を整備しています。相談日を設定する場合は、保護者の就業状況に配慮して日時を決め、ゆっくり話を聞ける環境を整えています。相談内容は、所定の書式に詳細に記録して職員間で共有し、継続的にフォローができるようにしています。職員は、保護者対応やカウンセリングに関する外部研修に参加して、研修内容を職員間で共有し、適切な対応方法などについて知識を深められるようにしています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>虐待防止に関するマニュアルに基づいて、家庭での虐待など権利侵害の定義や種類について学び合い、早期発見のポイントや発見時の対応方法について確認し合っています。職員は、登園時や保育中の着替え、おむつ替えなどの際に、体に傷やあざなどがないかを確認しているほか、子どもの言動や服装などを観察しており、気になることがあった際は、職員間で情報を共有し、写真撮影を行うなどして経過観察を行っています。保護者と子どものかかわり方などで気になることがある場合には、登降園時の会話の中でさりげなく家庭での様子を確認し、心配事がないか聞くなどの対応をしています。虐待等権利侵害の可能性があると判断した場合は、マニュアルに沿って、報告、周知、対応方法の協議を行い、保土ヶ谷区こども家庭支援課に連絡して、対応方法などを確認しています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>各クラスの日々の話し合いの中で、指導計画に対する保育実践の振り返りを行っており、子どもが活動に取り組む姿勢を大切に評価を行っています。月に一度の職員会議では、各クラスの振り返りの内容を伝え合い、互いの意識向上につなげています。職員個々の自己評価は、6月と11月に実施して、園長との個人面談を通して、各自の課題や目標を確認しています。園の自己評価は、職員個々の自己評価結果や行事後の保護者アンケートの集計結果などを踏まえて、代表理事と園長、リーダー職員が参加するリーダーミーティングで話し合い、最終的に代表理事と園長が園の自己評価としてまとめています。こうした保育実践の自己評価を通して、「保育研究」と称した園内研修を行い、「環境」といった研究テーマを設定して、クラスごとにテーマに沿った実践の取り組みを発表し合うなど、さらなる質の向上を目指して取り組んでいます。</p>	